

付議案第 18 号

福岡市教育委員会電気施設保安規程の一部改正案

上記の付議案を提出する。

令和3年3月17日

福岡市教育委員会

教育長 星子 明夫

理由

本件は、令和3年度教育委員会組織編成に伴い、所要の改正を行う必要があるため、福岡市教育委員会電気施設保安規程の一部改正案について、福岡市教育委員会事務委任規則第2条第1項第2号の規定により付議するものである。

福岡市教育委員会電気施設保安規程の一部改正案

福岡市教育委員会電気施設保安規程（昭和43年福岡市教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

第16条中「総務部」を「職員部」に改める。

福岡市教育委員会電気施設保安規程の一部を改正する規程 新旧対照表

福岡市教育委員会電気施設保安規程（昭和43年福岡市教育委員会訓令第3号）

旧	新
<p>第1条～第15条（略） （報告）</p> <p>第16条 管理者は、次の各号に掲げる場合には遅滞なくその旨を<u>総務部</u>職員課長たる安全管理者（福岡市教育委員会職員安全衛生規則（昭和52年福岡市教育委員会規則第7号。以下「安全衛生規則」という。）第8条第1項に規定する安全管理者をいう。）を経て総括安全衛生管理者（安全衛生規則第4条第1項に規定する総括安全管理者をいう。）に対し報告しなければならない。</p> <p>(1) 第8条第3項第1号に規定する代務者を選任したとき。</p> <p>(2) 第7条に規定する業務分担若しくは第8条に規定する保安要領を定めたとき、又は第9条に規定する実施計画書を承認したとき。</p> <p>第17条（略） 別表（略）</p>	<p>第1条～第15条（略） （報告）</p> <p>第16条 管理者は、次の各号に掲げる場合には遅滞なくその旨を<u>職員部</u>職員課長たる安全管理者（福岡市教育委員会職員安全衛生規則（昭和52年福岡市教育委員会規則第7号。以下「安全衛生規則」という。）第8条第1項に規定する安全管理者をいう。）を経て総括安全衛生管理者（安全衛生規則第4条第1項に規定する総括安全管理者をいう。）に対し報告しなければならない。</p> <p>(1) 第8条第3項第1号に規定する代務者を選任したとき。</p> <p>(2) 第7条に規定する業務分担若しくは第8条に規定する保安要領を定めたとき、又は第9条に規定する実施計画書を承認したとき。</p> <p>第17条（略） 別表（略）</p>